

# 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

## ○吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

平成16年10月1日

規則第63号

改正 平成17年4月1日規則第9号

平成18年3月22日規則第7号

平成18年7月3日規則第35号

平成18年9月20日規則第40号

平成19年6月1日規則第21号

平成20年1月31日規則第3号

平成21年9月24日規則第17号

平成24年9月25日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例（平成16年吉野川市条例第123号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4項の規則で定める法令)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第3条 削除

第4条 削除

(条例第4条第1項に規定する額)

第5条 条例第4条第1項に規定する額は、病院若しくは診療所（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護診療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、次の各号に掲げる区分に対し定める額とする。なお、医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により、助成者が負担することになる費用が次の額に満たないときは、当該金額とする。

- (1) 入院に係る医療費 満6歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 600円

## 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

- (2) 通院に係る医療費 満3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 600円

(受給者証の交付の申請)

第6条 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめ子どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に市長が必要とする書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 子どもはぐくみ医療費受給者証の交付の申請を行った者は、市長が所得額に関する書類等の提出を必要と認める場合には、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、子どもはぐくみ医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

- 2 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条に規定する資格を失ったときは、直ちに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第8条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日
- (2) 対象子どもの氏名及び生年月日
- (3) 再交付申請の理由
- (4) 受給者証の番号

- 2 前項の申請が受給者証を破り、又は汚したことによるものであるときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。

- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(受給者証の変更届)

第9条 受給者は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、14日以内に、変更の事項を明らかにした届書に受給者証を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名
- (2) 対象子どもの氏名
- (3) 住所

# 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

## (4) 加入保険名

2 市長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

### (受療の手続)

第10条 受給者は、医療を受けようとする際は、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

#### (1) 被保険者証又は組合員証

#### (2) 受給者証

### (受給者証の返還)

第11条 保険医療機関等は、受給者に係る対象子どもについて診療を担当しなくなったときその他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

### (子どもはぐくみ医療費の請求)

第12条 対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合であって、条例第4条の規定による子どもはぐくみ医療費を請求しようとする者は、子どもはぐくみ医療療養費請求書（様式第3号）に保険医療機関等が発行する領収書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

#### (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合

#### (2) 医療保険各法の規定による療養費並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業による療養を受けた場合

#### (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合

### (条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第13条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

#### (1) 健保法第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

#### (2) 健保法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

#### (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

### (第三者の行為による被害の届出)

第14条 子どもはぐくみ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、市長に届け出なければならない。

### (子どもはぐくみ医療台帳)

# 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

第15条 市長は、子どもはぐくみ医療費の助成について子どもはぐくみ医療台帳を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鴨島町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年鴨島町規則第3号）、川島町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（平成14年川島町規則第18号）、山川町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年山川町規則第2号）又は美郷村乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年美郷村規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年4月1日規則第9号）

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

2 第7条第1項又は第3項の規定によりこの規則の施行の日から平成17年8月31日までの間に乳幼児医療費受給者証の交付を受け、又は有効期間の更新がなされる者（対象乳幼児が満3歳に達した日後に交付を受け、又は更新がなされるものに限る。）に係る当該受給者証の有効期間については、同条第2項中「直近の8月31日まで」とあるのは、「平成18年8月31日まで」とする。

附 則（平成18年3月22日規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月3日規則第35号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の規則の規定による申請その他申請に係る行為は、平成18年10月1日前においても行うことができる。

附 則（平成18年9月20日規則第40号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

## 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

- 2 改正後の吉野川市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の様式に相当する改正前の吉野川市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成19年6月1日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の吉野川市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式に相当する改正前の吉野川市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成20年1月31日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成20年2月1日前行われた乳幼児等に対する医療に関する給付に要する費用の助成の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成21年9月24日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の吉野川市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式に相当する改正前の吉野川市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

（準備行為）

- 3 この規則の施行後に新たに乳幼児等医療費の助成対象となる者についての第6条第1項の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年9月25日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。

## 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

(経過措置)

- 2 改正後の吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）の様式に相当する改正前の吉野川市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(準備行為)

- 3 この規則の施行後に新たに子どもはぐくみ医療費の助成対象となる者についての第6条第1項の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第6条の規定の例により行うことができる。

# 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号(第6条、第7条関係)

決 裁	市 長	部 長	次 長	課 長	起案者	受 付	年 月 日
						伺	年 月 日
						決 定	年 月 日
受 給 資 格 要 否						発 行	年 月 日
要・否(理由)						加 入 保 険	国保 被用者
						附 加 給 付 の 有 無	
前年又は前々年の所得額						円	受 給 者 証 番 号

注 上欄は、記入しないこと

㊦ 子どもはぐくみ医療費受給者証交付申請書				年 月 日
吉野川市長 様				
子どもはぐくみ医療費の助成を受けたいので申請します。 なお、子どもはぐくみ医療費の助成を受けるにあたり、所得額等の調査及び確認について、市担当者が行うことに異議ありません。				
住 所 申請者 氏 名 (電話 — )				
子 ど も	ふりがな		男女の別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
加 入 保 険	記 号 番 号		保 険 者 名	
	所 在 地		附 加 給 付 の 給 付 基 準	
主として生計を維持する親権者(続柄 )				
ふりがな		生年月日	年 月 日	
氏 名				
扶養親族数		職 業		
勤 務 先	(電話 — )	年 所 得	円	

注 申請書を提出する場合は、被保険者証又は組合員証を持参すること。

# 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号(第7条関係)

㊦ 子どもはぐくみ医療費受給者証		
公費負担番号		
受給者番号		
受給者	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	
子ども	ふりがな 氏 名	
	生年月日	
有効期間		
年 月 日 徳島県吉野川市長		

# 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

様式第3号(第12条関係)

㊦ 子どもはぐくみ医療療養費請求書					
年 月 日					
吉野川市長 様					
(請求者)住 所					
氏 名					
(電話 ー )					
吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき、子どもはぐくみ医療療養費として次のとおり請求します。					
子どもはぐくみ医療療養費請求額			一金 円也		
受 療 区 分			入院・外来・コルセット等		
受 療 年 月			年 月分		
受 療 者	受給者証番号		加 入 保 険	被保険者名	
	氏 名			保険証記号 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日		保 険 者 名	
助成算定額					
一部負担金額		附 加 給 付 額		助成決定額	
円		円		円	
上記請求による子どもはぐくみ医療療養費を下記の預金口座に振込みを依頼します。					
振 込 現 金	振込銀行名	支 店 名	普 ・ 当	口 座 番 号	名 義 人(ふりがな)

- 注 1 医療機関等で発行された領収書を添付してください。
- 2 治療用装具等について保険給付のある場合には、「療養費支給証明書」を添付してください。
- 3 金融機関への口座振込みを希望する場合は、口座番号等を記載してください。

# 吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号（第6条、第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第12条関係）